

国保ニュース

2015年
第210号

平成27年1月1日から 高額療養費制度が変更になりました

高額療養費の見直しについては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第365号）が公布され、平成27年1月1日から施行されていますが、これに伴い所得区分やレセプトの特記事項にも変更がありますので、ご注意ください。

「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号） の一部改正について

（厚生労働省保険局医療課長・厚生労働省保険局歯科医療管理官より通知

平成26年11月25日付け保医発1125第8号）

（平成26年11月25日から適用）

改正後			改正前		
別紙1			別紙1		
II 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領			II 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領		
第3 診療報酬明細書の記載要領（様式第2）			第3 診療報酬明細書の記載要領（様式第2）		
2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項			2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項		
(13) 「特記事項」欄について			(13) 「特記事項」欄について		
記載する略号をまとめると、以下のとおりであること。なお、電子計算機の場合はコードと略号を記載すること。			記載する略号をまとめると、以下のとおりであること。なお、電子計算機の場合はコードと略号を記載すること。		
コード	略号	内容	コード	略号	内容
11	薬治	厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第1条第2号の規定に基づく <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等</u> に	11	薬治	厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第1条第2号の規定に基づく薬事法に規定する治験（人体に直接使用される薬物に係

		関する法律(昭和 35 年法律第 145 号) (以下「 <u>医薬品医療機器等法</u> 」という。) に規定する治験 (人体に直接使用される薬物に係るものに限る。) に係る診療報酬の請求である場合			るものに限る。) に係る診療報酬の請求である場合
1 2	器治	厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第 1 条第 3 号の規定に基づく <u>医薬品医療機器等法</u> に規定する治験 (機械器具等に係るものに限る。) に係る診療報酬の請求である場合	1 2	器治	厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第 1 条第 3 号の規定に基づく <u>薬事法</u> に規定する治験 (機械器具等に係るものに限る。) に係る診療報酬の請求である場合
1 3 } 2 5		(略)	1 3 } 2 5		(略)
3 6	加治	厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第 1 条第 3 号の 2 の規定に基づく <u>医薬品医療機器等法</u> に規定する治験 (加工細胞等 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和 36 年厚生省令第 1 号) 第 275 条の 2 に規定する加工細胞等をいう。以下同じ。) に係るものに限る。) に係る診療報酬の請求である場合			
(38) その他			(38) その他		
<p>キ 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第 1 条第 2 号の規定に基づく<u>医薬品医療機器等法</u>に規定する治験 (人体に直接使用される薬物に係るものに限る。) に係る診療報酬の請求については、次に掲げる方法によること。</p> <p>(ア) ~ (キ) (略)</p>			<p>キ 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第 1 条第 2 号の規定に基づく<u>薬事法</u>に規定する治験 (人体に直接使用される薬物に係るものに限る。) に係る診療報酬の請求については、次に掲げる方法によること。</p> <p>(ア) ~ (キ) (略)</p>		

ク 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第1条第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法に規定する治験（機械器具等に係るものに限る。）に係る診療報酬請求については、次に掲げる方法によること。

（ア）～（カ）（略）

ケ～ニ（略）

ヌ 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第1条第3号の2の規定に基づく医薬品医療機器等法に規定する治験（加工細胞等に係るものに限る。）に係る診療報酬請求については、次に掲げる方法によること。

（ア） 1月中に治験期間とそれ以外の期間が併存する場合であっても、明細書は1枚として請求すること。

（イ） 「特記事項」欄に「加治」と記載すること。

（ウ） 治験依頼者の依頼による治験の場合は、明細書に以下の事項を記載した治験の概要を添付すること。

なお、この場合、治験の概要には「企業依頼」と記載すること。

a 治験の依頼者の氏名及び連絡先

b 治験加工細胞等の名称

c 当該患者に対する治験実施期間（開始日及び終了日）及び治験加工細胞等を用いた手術又は処置が行われた日

（エ） 自ら治験を実施する者による治験の場合は、明細書に以下の事項を記載した治験の概要を添付すること。

なお、この場合、治験の概要には「医師主導」と記載すること。

a 治験責任医師の氏名及び連絡

ク 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第1条第3号の規定に基づく薬事法に規定する治験（機械器具等に係るものに限る。）に係る診療報酬請求については、次に掲げる方法によること。

（ア）～（カ）（略）

ケ～ニ（略）

<p>先</p> <p><u>b 治験加工細胞等の名称</u></p> <p><u>c 当該患者に対する治験実施期間（開始日及び終了日）及び治験加工細胞等を用いた手術又は処置が行われた日</u></p> <p><u>(オ) 上記（ア）の場合であって、治験依頼者の依頼による治験の場合においては、請求の対象となる検査、画像診断、処置及び手術について、その実施日を「摘要」欄に記載すること。</u></p> <p><u>(カ) 治験依頼者の依頼による治験の場合であって、特定入院料等いわゆる包括化されていた項目を算定している保険医療機関の場合の当該項目に係る記載については、当該項目の点数から当該項目に包括されるもののうち診療報酬の請求ができない項目の所定点数の合計を差し引いた点数を記載するとともに、「摘要」欄に診療報酬の請求ができない項目及び所定点数を記載すること（別葉にしても差し支えない）。</u></p> <p><u>ネ 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第1条第5号の2又は第7号の2に規定する再生医療等製品を使用又は支給した場合は、「摘要」欄に「加評」と記載し、当該再生医療等製品名を他の再生医療等製品と区別して記載すること。</u></p> <p>III 歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領</p> <p>第3 診療報酬明細書の記載要領（様式第3）</p> <p>2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項</p> <p>(34) その他</p> <p>ア～テ（略）</p> <p><u>ト 厚生労働大臣の定める評価療養及び選</u></p>	<p>III 歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領</p> <p>第3 診療報酬明細書の記載要領（様式第3）</p> <p>2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項</p> <p>(34) その他</p> <p>ア～テ（略）</p>
--	--

<p><u>定療養第1条第5号の2又は第7号の2に規定する再生医療等製品を使用又は支給した場合は、「摘要」欄に「加評」と記載し、当該再生医療等製品名を他の再生医療等製品と区別して記載すること。</u></p> <p>IV 調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書に関する事項</p> <p>第2 調剤報酬明細書の記載要領（様式第5）</p> <p>2 調剤報酬明細書に関する事項</p> <p>(33) その他</p> <p>ア～ケ（略）</p> <p><u>コ 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第1条第5号の2又は第7号の2に規定する再生医療等製品を使用又は支給した場合は、「摘要」欄に「加評」と記載し、当該再生医療等製品名を他の再生医療等製品と区別して記載すること。</u></p>	<p>IV 調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書に関する事項</p> <p>第2 調剤報酬明細書の記載要領（様式第5）</p> <p>2 調剤報酬明細書に関する事項</p> <p>(33) その他</p> <p>ア～ケ（略）</p>
---	--

(1) 国民健康保険					(2) 退職者医療				
区 分	決定件数	日 数	決定点数	平均点数	決定件数	日 数	決定点数	平均点数	
		(処方箋枚数)				(1件当たり)			(処方箋枚数)
医 科	入 院	27,840	419,268	1,469,108,622	52,769.71	972	12,683	55,412,912	57,009.17
	入院外	1,108,353	1,769,065	1,538,439,887	1,388.04	43,719	69,908	69,418,136	1,587.83
歯 科	入 院	133	1,079	4,964,006	37,323.35	6	56	161,962	26,993.67
	入院外	273,346	532,205	343,268,354	1,255.80	11,930	23,305	14,758,290	1,237.07
調 剤		715,609	872,874	818,397,479	1,143.64	28,180	33,711	33,886,937	1,202.52
訪 問 看 護		1,732	11,288	122,199,630	70,554.06	84	553	6,125,290	72,920.12
支 払 総 額		2,127,013	30,868,198,414			84,891	1,217,918,451		

(3) 後期高齢者医療					
区 分	決定件数	日 数	決定点数	平均点数	
		(処方箋枚数)			(1件当たり)
医 科	入 院	35,977	603,961	1,888,387,131	52,488.73
	入院外	803,439	1,456,788	1,276,055,386	1,588.24
歯 科	入 院	82	596	2,276,918	27,767.29
	入院外	126,834	255,720	171,126,901	1,349.22
調 剤		551,611	723,107	819,091,534	1,484.91
訪 問 看 護		1,669	12,703	138,619,315	83,055.31
支 払 総 額		1,519,612	37,406,959,514		

(1) 国民健康保険					(2) 退職者医療				
区 分	決定件数	日 数	決定点数	平均点数	決定件数	日 数	決定点数	平均点数	
		(処方箋枚数)				(1件当たり)			(処方箋枚数)
医 科	入 院	28,843	436,102	1,569,350,370	54,410.09	970	13,256	57,946,077	59,738.22
	入院外	1,139,427	1,843,827	1,611,099,314	1,413.96	44,411	71,222	71,016,158	1,599.07
歯 科	入 院	163	1,305	6,002,873	36,827.44	4	27	156,359	39,089.75
	入院外	281,424	553,684	357,172,599	1,269.16	11,899	23,309	14,978,066	1,258.77
調 剤		741,343	919,095	873,216,819	1,177.89	28,477	34,518	35,351,736	1,241.41
訪 問 看 護		1,851	12,576	135,172,710	73,026.86	74	508	5,345,950	72,242.57
支 払 総 額		2,193,051	32,670,418,591			85,835	1,263,665,256		

(3) 後期高齢者医療					
区 分	決定件数	日 数	決定点数	平均点数	
		(処方箋枚数)			(1件当たり)
医 科	入 院	37,246	628,205	2,015,125,967	54,103.15
	入院外	823,491	1,513,727	1,327,052,894	1,611.50
歯 科	入 院	97	719	3,056,188	31,507.09
	入院外	131,799	270,075	181,808,858	1,379.44
調 剤		569,766	760,087	871,313,247	1,529.25
訪 問 看 護		1,670	13,015	141,799,960	84,910.16
支 払 総 額		1,564,069	39,407,838,477		

◎お願い◎
被保険者証の確認を

保険医療機関等の窓口において、被保険者証の確認を行ってくださるようお願いいたします。

また、レセプト作成においては、保険者番号、被保険者証の記号番号、被保険者の生年月日、性別等コンピューターの入力誤りにご注意ください。

編集・発行人
 発行 平成27年1月15日
 発行所 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号
 千葉県国民健康保険団体連合会
 電話 (043)254-7174
 発行責任者 鈴木 善八
 編集責任者 杉田 さと子
 印刷所 (株) さくら印刷